

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成31年4月26日（金）16:02～16:14

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長

大阪大学名誉教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

福原 申子 法務省出入国在留管理庁政策課長

<事務局>

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 高度人材の受入促進に向けた同性パートナーの在留に係る特例の創設について

3 閉会

○蓮井参事官 それでは、今日の最後、4コマ目でございます。引き続き福原課長にお残りいただきまして、「高度人材の受入促進に向けた同性パートナーの在留に係る特例の創設について」についての御議論をいただければと存じます。

こちらにつきましても、今日はお越しになっていませんけれども、東京都からの御提案の資料を置かせていただいておりますが、これに対して法務省からも資料をいただいているところでございます。配布資料、それから本日の議事の内容については公開ということで、これは特段問題ございませんでしょうか。よろしゅうございますね。東京都のほうも大丈夫だと思います。

○福原課長 はい。

○蓮井参事官 では、そういうことで、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 それでは、続いて、この問題について、法務省から御説明をお願いいたしま

す。

○福原課長 改めまして、法務省出入国在留管理庁の福原でございます。よろしくお願いいたします。

同性パートナーの在留に係る特例の創設についてということで、東京都から御提案をいただいていると理解をしているところでございます。

まず、法務省におけます同性パートナーの方々の取扱いにつきまして、私どもの運用について説明をさせていただきたいと考えております。

まず、入管法の中に、例えば、「日本人の配偶者等」という在留資格がございます。それから、「永住者の配偶者等」という在留資格もあるわけでございますけれども、「配偶者」という者の中には、いわゆる同性パートナー、同性婚の方々は含まれないという理解をしているところでございます。

ただ、現行の私どもの運用におきまして、外国人の方の本国において有効に成立をしている同性婚の配偶者の方については、原則として「特定活動」という在留資格を認めているところでございます。これは繰り返しになりますが、本国において有効に成立している同性婚の配偶者の方ということでございますので、おそらく今回御提案されております同性パートナーということでは、そこは一致しないと認識をしているところでございます。

この外国人双方の方の本国で有効に法律上の同性婚が成立をしているという場合におきましては、その婚姻関係による結び付きというものが異性婚と同等程度に強固であるということがございまして、入管行政上も尊重すべき関係であり、その方が本国と同様に我が国においても安定的に生活できるようにという配慮から、この「特定活動」の在留資格による入国・在留を認めているものでございます。

他方、いわゆる同性婚姻関係にないという場合には、いわゆる法律婚と比較しまして、その関係性が非常に多様であるということもございます。その結び付きにつきまして、パートナーシップの成立、継続、解消について、中々明確に把握することが困難であるという問題もございます。こういったこともございますので、私どもでは、先ほど申し上げたような「特定活動」に基づく特例的な取扱いを認めていないという点があるわけでございます。

また、今回御提案の中に、この「特定活動」の運用について明確化してほしいという御提案も含まれていると承知をしているところでございます。「特定活動」の在留資格につきましては、法務省の告示でどういうものが該当するのか、あらかじめ示しているものがございます。例えば、ワーキングホリデーの方でありますとか、あるいはEPAで入っています看護師や介護福祉士の研修を行う方などは、あらかじめ法務省告示で、どういう方が「特定活動」の在留資格に該当して日本に入国することができるのかというのを明確にしているところでございます。

これに対しまして、先ほど申し上げたような同性婚の配偶者の方に係る「特定活動」につきましては、あらかじめの告示の中には定められてはおらず、あくまで法務大臣が個々

の外国人について特に指定する活動ということで、個別のケースについて認める特別な取扱いというような位置付けでございます。

もちろんこのような取扱いにつきましては、今回の同性婚の配偶者の方だけではなくて、いわゆる告示外の「特定活動」という取扱いをするケースはあるわけでございます。別に同性婚の配偶者の方だけではなくて、他にも色々なケースでそのような取扱いをすることがあるわけでございますけれども、そこについても明確にする必要があるのではないかと指摘を受けているところでございます。

その点に関しましては、基本的には、人道配慮に基づく特例的な取扱いということでございますので、告示などで明確に基準を定めることは難しいと考えているところでございます。

以上が、法務省からの説明でございます。

○八田座長　ありがとうございました。

それでは、八代委員は何かありますか。

○八代委員　いや、特に大丈夫です。

○八田座長　そうすると、外国で同性の登録パートナー制度があって、その関係にあるということであれば、「特定活動」として認めることができるためには、他にはどういう条件を満たす必要があるのでしょうか。

○福原課長　先ほど少し説明させていただきました、本国において有効に成立している婚姻関係があるということが条件でございます。

○八田座長　それだけの条件でよろしいのですか。扶養関係にないとか、そういうことは特になくてもいいのですか。

○福原課長　もちろん、実際にどのような形で日本に在留されるのかというのは確認をさせていただきます。異性の配偶者と同様に、当然扶養関係があるということが前提になると思いますし、基本的には同居をされるということも、やはり配偶者としての実態をお持ちであるということが当然求められるわけでございますが、いわゆる結び付きのところにつきましては、本国において有効に成立している同性婚の配偶者の方ということであれば、この「特定活動」の在留資格で認められるところでございます。おそらく今、問題になっておりますのは、いわゆる婚姻関係ということではなくて、それ以外のパートナーということになりますと、先ほど申し上げましたとおり、中々その関係性を把握することも難しい。それが継続しているのか、終了しているのかということも把握するのが難しいという問題がございまして、同じように取り扱うことは難しいと考えております。

○八田座長　本国で婚姻関係にある場合には、「特定活動」として認める。ただし、そのことを告示で書くのはちょっと難しいということですね。

○福原課長　はい。

○八代委員　そうすると、東京都の資料に、他国における同性パートナーシップの事例というのがあるのですが、アメリカは、例えば、ニューヨーク州の事例がドメスティック・

パートナーシップとあるのですが、ニューヨーク以外の州に似たようなものがないとダメだということですね。だから、こういうきちんとした制度がないとダメなわけですね。

○福原課長 はい。

○八田座長 だから、ニューヨークに行けということですよ。

○八代委員 ニューヨークに行けということはないけれども、フランスのPACSみたいなものであれば問題ないわけですが、そうすると次に、フランスのPACSなどもそうですが、どちらか一方の意思で簡単に離婚できるのですね。そうすると、日本に滞在中に離別したときに本当は資格がなくなってしまう。だけれども、それはほとんど把握できないわけで、先ほど言った本当に一緒に住んでいるかどうかというのは、最初はチェックされるのでしょけれども、その後は分からないという状況ですね。

○福原課長 先生御指摘のとおり、実態をどこまで追えるかというのは、実務上限界があると考えているところでございます。ただ、こういった在留資格につきましては、在留期限というのを設けておりますので、次に更新を申請していただいたときには、必ず婚姻関係が継続しているということを証明していただく必要があろうかと思っております。

○八代委員 在留期限でチェックできるのですね。分かりました。

○八田座長 婚姻関係というのはメリットもあるし、デメリットもあると思うのですけれども、この場合、例えば、医療保険が受給できるようになるわけですかね。

○福原課長 国内の医療保険の関係につきましては、所管外でございまして、申し訳ございません。

○八田座長 これは全く別になるわけですね。だから、ある意味では医療保険とか年金がどうなるかというのは、こちらの法務省のお話が終わってから、東京都としては議論していかなければいけない問題だということですね。

○八代委員 そうですね。

○八田座長 少なくともそういう議論をしようと思うときに、ここがクリアしていなかったら始めからスタートできない。

○八代委員 そうですね。在留資格がないと。

○八田座長 あと、事務局のほうからどうですか。

○蓮井参事官 では、もう少しよく今の考え方を整理して、また東京都とも相談したいと思います。

○八田座長 基本的には非常にポジティブな御回答だったと思いますので、それで今度、それから実際の実現するところまでをどう詰めていくかということだろうと思います。よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。